

【令和4年度】大洗町空き店舗活用支援事業補助金 交付申請・完了報告の流れ

◎ 事業開始前（店舗を改装する場合は改装工事に着手する前）に申請してください。

※令和5年3月31日までに改装工事等が完了し事業を開始する見込みがあること。

申請者

01 交付申請

☞【必要書類】を商工観光課へ提出

- ①（新規・継続）交付申請書【様式第1号】
- ②納税完納証明書
- ③事業計画書【様式第2号】
- ④店舗を改装する場合は、見積書の写し
- ⑤改装前の店舗外観及び内観の写真
- ⑥売買または賃貸借契約書の写し
- ⑦店舗の位置図及び平面図
- ⑧（申請者が個人の場合）住民票又は、運転免許証等の現住所を確認できるものの写し1点
- ⑨（申請者が法人の場合）定款又はこれに準ずるもの（その他町長が必要であると認める書類）

※申請書や添付書類の内容に変更または中止が生じるときは、速やかに事業変更・中止申請書【様式第4号】を提出してください。

大洗町
商工観光課

02 受付・審査

☞申請書類の受付・審査

03 交付（不交付）の決定

☞交付（不交付）決定通知書により申請者へ通知

申請者

04 実績報告

☞【必要書類】を商工観光課へ提出

◎改装等について

- ①実績報告書（改装等）【様式第6号】
- ②改装等に係る領収書又は支払を証明する書類の写し
- ③改装後の写真
- ④営業を開始したことが証明できる書類
- ⑤営業開始日から営業上の収支状況のわかる書類の写し
- ⑥営業活動中の写真（その他町長が必要であると認める書類）

【提出期限】改装費等について

※支払が完了した日から30日以内又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

◎賃借料について

- ①実績報告書（賃借料）【様式第7号】
- ②賃借料の支払を証明する書類の写し
- ③営業開始日から営業上の収支状況のわかる書類の写し
- ④営業活動中の写真（その他町長が必要であると認める書類）

【提出期限】賃借料について

※4月～9月分を10月30日まで
※10月～3月分を4月30日まで
※補助対象期間が終了した場合は、終了した月の翌月以内に実績報告書を提出してください。

大洗町
商工観光課

05 受付・審査

☞実績報告の受付・審査

06 交付の確定

☞確定通知書により申請者へ通知

申請者

07 交付請求

☞交付請求書【様式第9号】を商工観光課へ提出

大洗町
商工観光課

08 補助金交付（お振込）

☞請求書に基づき補助金を交付